

宮前商店会（旧東京女子医大通り宮前商店会）

に出店を希望する皆様へ

（店舗整備・店舗賃借に関する補助金のご案内）

荒川区では、宮前商店会（旧東京女子医大通り宮前商店会）の区域内に新規出店する事業者に対し、店舗の整備及び店舗の賃借に必要な経費を補助します。

※補助事業（店舗整備・店舗賃借）を開始する約3週間前までに、事前の申請が必要です。
補助金の交付決定前に設備等の購入や工事に着手している場合は、対象外になります。

補助対象者

（1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の小売業・卸売業・サービス業で、下記に該当する事業者。

- ・国内に本社（法人は登記上の本店、個人事業者は主たる事業所）を有する者
- ・旭電化通り商光会商店街振興組合の区域内の店舗で営業を開始すること及び商店会への加入について、商店会の会長の同意を得ている者

※その他、大企業が経営に参画していないこと、反社会的勢力が経営に関与していないこと、風俗営業等規制法に該当する経営をしていないことなどの要件があります

（2）補助対象者が新規に取得し、または賃借するもので（補助対象者と密接な関係を有する貸主（次に掲げる者に該当する貸主をいう）から賃借するものを除く）あること。

- ・補助対象者の3親等以内の親族、3親等以内の親族が経営する会社若しくはその関係会社又はその構成員
- ・補助対象者が経営する会社若しくはその関係会社又はそれらの構成員
- ・その他補助対象者と密接な関係を有する者として区長が認める者

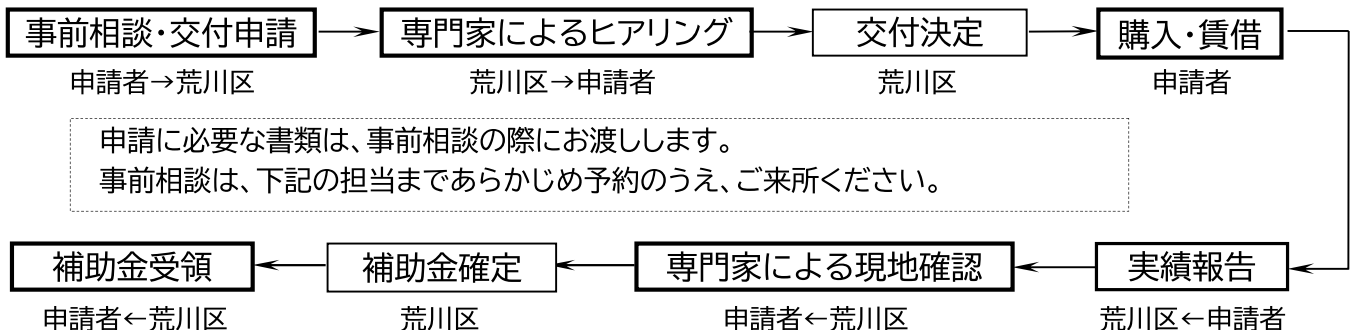
補助内容

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
店舗整備	内装工事費、設備又は備品購入費等の店舗整備費（下記の経費を除く。） （1）建築物、構築物又は土地の取得に係る経費 （2）消費税及び振込手数料等の間接的な経費	5/6	100万円
店舗賃借	店舗の整備の開始又は開店の日の属する月から最長で12か月間の店舗賃借料（下記の経費を除く。） （1）敷金、礼金、保証金、更新料、共益費及びこれらに類する経費 （2）消費税及び振込手数料等の間接的な経費		120万円 ※月額10万円を上限

申請方法 ※事前に相談のうえ、下記書類をご提出ください。

提出書類	内容
①補助金交付申請書	《法人》法人代表印、《個人事業主》個人実印の捺印が必要です。
②計画書	区が専門家を派遣し、作成等を支援します。
③収支予算書	同上
④国内に本社を有することがわかるもの	《法人》登記事項証明書 《個人事業主》開業届、確定申告書
⑤資本の額及び出資の総額がわかるもの	法人のみご提出ください。
⑥従業員人数のわかるもの	《法人》税務署に提出した直近の法人事業概況説明書の写し 《個人事業主》所得税青色申告決算書等の写し
⑦住民税を滞納していないことがわかるもの	《法人》直近事業年度分の法人都民税の領収書又は納税証明書の写し 《個人事業主》前年度個人住民税の領収書又は納税証明書の写し ※荒川区外に在住の個人事業主は、荒川区個人住民税(事業所課税分)の領収書又は納税証明書の写しが必要です。
⑧商店会の加入同意書	宮前商店会会長の捺印があるもの
⑨店舗整備の内容と金額がわかるもの	見積書とカタログの写し(補助対象経費が40万円以上となる場合は、2社以上の見積書の写しが必要です。)
⑩賃貸借契約の内容と金額がわかるもの	賃貸借契約書の写し

お手続きの流れ



その他

翌年度にまたがる補助事業(賃借料)は、翌年度に再度の申請が必要になります。

補助額は、当年度と翌年度の合計で、補助限度額の範囲内となります。

予算がなくなりしだい、受付を終了する場合がありますので、事前にご相談ください。

【担当】 荒川区産業経済部産業振興課商業振興係

住 所：〒116-8501

荒川区荒川2-2-3 区役所本庁舎6階

電 話：03-3802-3111 (内線468)

FAX：03-3803-2333

E-mail：sangyo@city.arakawa.lg.jp



荒川区産業振興シンボルキャラクター
わざ丸